



許せない! 負担と差別的医療を押し付ける 後期高齢者医療は即刻中止に!!

75歳以上の方など 新しい保険証はお持ちですか?

新宿区では、約2万6千人の75歳以上の方に「後期高齢者医療被保険者証」が、65歳以上74歳以下の退職者保険の方には「国保証」が配布されています。しかし、未だ届いていないという方や、「一体何の保険証?」と全くわからない方も多く、混乱しています。

75歳以上の方には、3月上旬に案内チラシが届けられ700件もの問合せが区にありました。新しい保険証が配布されてから



3月の予算特別委員会で質疑を行う近藤区議

保険料も、医療の内容もよくわかっていない、 国も区も説明責任を果たさなければなりません

区議団が行った07区政アンケートでも、約6割の方が「後期高齢者医療制度」を知らなかったと回答しているように、現在でも、よく理解されていない制度です。区は今年に入ってから、区内10カ所で説明

会を開催しましたが、全体で2百名程度しか参加していません。1人ひとりの保険料のこと、医療内容のこと、など説明する必要があるのではないのでしょうか。

新宿区は、年金の天引きは10月から 保険料はガツクリ取り上げ!?

75歳以上のすべての高齢者から保険料をとり、介護保険料と同じく、年金が年間18万円以上ある方は天引きされます。また、65歳以上の世帯主の場合、世帯分の国保料が年金から天引きされます。

現在扶養されている方以外は、新宿では、1年間分を9割った保険料を7月から個別に銀行などで払い、年金の天引きは10月から、2回分の重い保険料が引かれます。とても十分な年金額とは言えないのに、そ

こから問答無用に取り上げていくなんて、本当に許せません!

この制度は、06年小泉内閣時代に、財界などの要望を受け、医療改悪法を自民・公明が賛成し決定しました。この制度は知れば知るほど怒りが広がります。



高齢者いじめの「後期高齢者医療」制度は即刻中止し、廃止にしましょう!

年金や収入の少ない方でも

税金の確定申告をしましょー!

裏面に、保険料などの試算をしましたものを掲載していますが、年金だけだから、収入が少ないからと申告をしていないと、損

をする場合が結構あります。保険料や税金、各種控除のことなど、お気軽に、「ご相談ください!」

医療改悪は、各世代にも 国保料は6年間連続値上げ

医療改悪は、75歳以上だけでなく、74歳以下の加入する各健康保険にも支援金という名で、負担を求めていくことになります。

また、新宿区の国保料の均等割は、02年の27,300円から08年の36,900円まで6年間毎年値上げし、9600円もアップしています。所得の低い世帯ほど負担割合が重くなっており、大変な問題です。



区民、医者、日本共産党などの運動と世論で、維持、前進させた制度もあります。

- ▼成人健診等の内容を維持させ、800円の費用を無料に
- ▼葬祭費7万円は維持
- ▼75歳以上の方が入院した場合1~3万円の支援金を

無料

近藤なつ子事務所の

暮らし・法律相談

5月9日(金)午後7時~8時の予定

※事前に必ずご予約ください

◇その他いつでもお気軽にご相談ください

---子どもも高齢者も輝く新宿に---

日本共産党新宿区議会議員

近藤なつ子

こんにちは

NO.108 2008.4.10 発行:日本共産党新宿区議団

区議団控室: Tel.5273-3551, Fax3200-1474

近藤: Tel.090-4849-3227, Fax3200-5163

e-mail: natsuko_kon86@muf.biglobe.ne.jp

ホームページは「近藤なつ子」と検索してください。

印刷掲示責任者 戸山1-16-16-310 近藤奈津子



新宿では、税金が確定した後、1人ひとりに保険料が通知され、7月から徴収される予定です

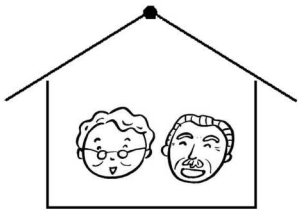
具体的に見てみましょう。やっぱり負担は増える？安心して暮せない！

※3月まで、健康保険組合などの「扶養」になっていた方には、2年間の軽減措置がありますので、今回のケースでは紹介していません。
※東京都広域連合では、後期高齢者医療の保険料について、均等割も所得割も所得で計算し、一定の軽減策が行われています。

「保険料だけでも、どうなるのか早くしりたい」という声が出ています。保険料は、07年分所得が分かれば、区の医療保険年金課・高齢者医療係(電話5273-4562)で教えてもらえます。事例の一部をすでに天引きされている介護保険料とあわせ、掲載してみました。ご参考に。

均：均等割、所：所得割、●●円の網掛け：年金から天引きされる金額

高齢者夫婦の場合



ケース1
夫(77歳)：年金収入250万円
妻(77歳)：年金収入 78万円

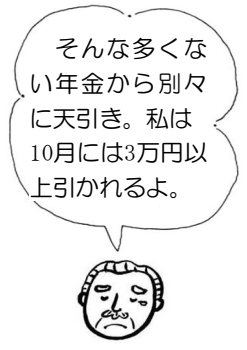
07年度はケース1、2ともに国保加入世帯で同じ収入なので
均70,200+所17,670+
介護(夫61,920+妻51,600)
=計201,390円

08年度計252,720円 **51,330円**の負担増
4月から2人が別々に後期医療と介護が天引きに
(夫) 後期(均37,800+所63,600)+介護61,920
(妻) 後期(均37,800)+介護51,600

ケース2
夫(77歳)：年金収入250万円
妻(70歳)：年金収入 78万円

年齢だけ異なります。夫は、社会保険料控除を8万円として計算。

08年度計251,820円 **50,430円**の負担増
4月から夫だけ後期医療、妻の国保は天引きされず
(夫) 後期(均37,800+所63,600)+介護61,920
(妻) 国保(均36,900)+介護51,600



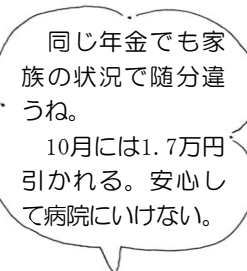
子どもが親を扶養している場合



ケース3
息子(50歳)：所得 400万円
母(80歳)：年金収入 78万円
母は息子に扶養されている

07年度は国保加入世帯
均70,200+所279,372+
介護(息子75,084+母51,600)
=計476,256円
息子は、控除が約93万円として計算。

08年度計441,275円 **34,981円**の負担減
世帯の負担は減りますが、年金から天引きされた保険料は他の家族の税金から控除できません。
(息子) 国保(均36,900+所248,625)+介護66,350
(母) 後期(均37,800)+介護51,600



1人暮らしの場合



ケース4
単身(77歳)：年金収入300万円

07年度は
国保(均35,100+所128,993)
+介護61,920 =計226,013円

08年度計196,152円 **29,861円**の負担減
負担は減りますが、全部年金から天引きに
後期(均37,800+所96,432)+介護61,920



ケース5 <申告なし>
単身(77歳)：年金収入 78万円

07年度は、国保(均35,100)+
介護25,800=計60,900円

08年度計63,600円 **2,700円**の負担増
後期(均37,800)+介護25,800

*ケース5と6は同じ年金収入ですが、確定申告の有無で、07年は24,570円、08年は26,460円もの差ができます。

ケース6 <申告あり>
単身(77歳)：年金収入 78万円

07年度は、国保(均10,530)+
介護25,800=計36,330円

08年度計37,140円 **810円**の負担増
申告すると7割の減額に 後期(均11,340)+介護25,800

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直されることになっています。しかも、毎回上がるような仕組みです。撤回しかありません。

当面は、できるだけ制度を活用し負担を軽くしましょう！医療・介護は使っていませんか？お気軽に近藤区議にお聞きください。